

# 会 議 録

## 1 会 議 名

平成18年度第2回北九州市住居表示審議会

## 2 議 題

住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法についての諮問・答申

## 3 開催日時

平成18年8月2日（水） 10時00分～11時00分

## 4 開催場所

北九州市役所庁舎 15階 特別会議室C

## 5 出席した者の氏名

(委 員)

西 豊磨委員	森本 由美委員	中益 勝利委員	今泉 恵子委員
山平 蓉子委員	仲道 弘子委員	鶴田 伶子委員	作本 亘委員
中村 弘委員	野田 智委員	久保田 哲生委員	田中信彦委員

(事務局)

総務市民局市民部長	日高 義隆
総務市民局市民部区政課長	萩野 清隆
総務市民局市民部区政課指導係長	山口 利美
総務市民局市民部区政課事務吏員	高野 栄二
門司区役所総務課長	瀬藤 昭
門司区役所総務課選挙統計係長	三原屋 真純
門司区役所総務課主任	大石 英雄
小倉南区役所総務課長	稲富 裕子
小倉南区役所総務課選挙統計係長	中山 之郎
小倉南区役所総務課事務吏員	中島 亮
八幡西区役所総務課長	上野 龍一郎
八幡西区役所総務課選挙統計係長	清水 章一

## 6 会議経過

市民部長 : 定刻になりましたので、ただ今より平成18年度第2回住居表示審議会を開会いたします。

まず、定足数のご報告でございますが、本日の会議の出席者は、委員12名中、12名でございます。

住居表示審議会規則第7条第1項の会議の開催に必要な過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、議事に入ります前に、平成18年7月14日付で、新たに委員になられた方をご紹介させていただきます。北九州中央郵便局吉良委員の後任でございます副局長の田中信彦委員でございます。

それでは早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。  
中益会長お願いいたします。

中益会長 : それでは議事に入らせさせていただきます。暑い中ではございますが、皆様のご協力をお願いいたします。

本日予定されております議題は、『住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法について』でございます。

この件につきましては、市長から当審議会へ諮問を受けております。諮問書につきましては、その写しをお手元に配布いたしております。では、諮問の概要につきまして、事務局より説明を受けたいと思います。また、その前に、報告事項があるとのことでございますので、併せて報告を受けたいと思います。  
では、事務局お願いいたします。

区政課長 : 区政課長の萩野でございます。

まず、ご報告でございます。前回、第1回審議会におきまして、平成18年度の住居表示整備事業計画区域といたしまして、門司区、小倉南区、八幡西区の3地区をご説明させていただいておりましたが、その内の八幡西区大字浅川地区につきましては、地元調整が整わなかったということで、今回の諮問から削除させていただいております。

この辺の経緯につきましては、本日、八幡西区の総務課長が出席しておりますので、後ほど詳しくご説明させていただきます。

それでは、諮問の概要でございます。資料の1ページから3ページが諮問書でございます。参考で4ページの一覧表をつけておりますので、両方ご参照いただきたいと思います。

今回実施すべき区域といたしまして、諮問いたしますのは、門司区の吉志地区及び小倉南区の吉田地区の2区2地区でございます。

総面積は、合計で0.42平方キロメートル、対象世帯数は、現在開発中でありまして、現在は、0世帯でございます。平成19年6月の住居表示実施時につきましても0世帯でございますが、その後、平成19年度6月前後から、分譲を開始いたします。販売開始後、最終的には920世帯の予定でございます。

また、住居表示の方法につきましては、街区方式と道路方式がございしますが、本市におきましては、従前から街区方式を採っております。今回の2地区につきましても、街区方式を採っております。

なお、住居表示審議会におきましては、度々、この住居表示の方法につきましてご紹介する機会もあるかと思っておりますので、後ほど、街区方式と道路方式の差異につきましてご説明させていただきます。

それでは、それぞれの各区域の詳細につきまして、各区総務課長よりご説明いたします。

まず初めに、門司区総務課長よりご説明いたします。

門司区総務課長 : 門司区役所総務課長の瀬藤でございます。

今回の実施予定区域は、門司区大字吉志、大字畑の各一部でございます。位置としましては、門司区の南部でございます。東側には、新門司港が隣接し、南側は、小倉南との区界に近い位置にあります。北西側は九州自動車道が走り、吉志パーキングエリア・新門司インターも近くにございます。また、南東側は主要地方道門司行橋線が走っております。面積につきましては0.18k㎡、対象世帯につきましては、400世帯を予定しております。

実施範囲といたしましては、東側は大字畑との字界、また、吉志一丁目との町界でございます。西側は大字吉志との字界及び吉志七丁目との町界に接しております。南側につきましては吉志七丁目及び吉志新町一丁目、二丁目との町界に、北側につきましては九州自動車道に隣接し、大字畑との字界に接しております。

市街化の経過でございますが、吉志土地区画整理事業により組合施行で新たに宅地開発されております。

吉志土地区画整理事業につきましては、南東側の主要門司行橋線に隣接する区域でございます。事業が実施され、既に住居表示を実施されている地域もございます。現在、北西側の九州自動車道に隣接する区域の事業を実施しております。事業は、平成20年3月に竣工することを目標に実施されており、工事自体は、平成19年3月には、終了いたします。今回、400戸の区画が新たに開発され、平成19年5月から宅地販売を開始する予定となっております。

住居表示整備事業実施区域としての選定理由でございますが、区画整理事業により、市街化が見込まれることになったためでございます。

また、区画整理事業を実施している組合からの要望もございます。

なお、今後、新町名につきましては、区画整理事業組合と協議しながら決定していきたいと考えています。

以上でございます。

区政課長 : 続きまして、小倉南区、お願いいたします。

小倉南区総務課長 : 小倉南区総務課長の稲富でございます。よろしく申し上げます。今回、実施予定となります吉田地区でございますが、まず、場所についてでございます。小倉南区の北東部にございます。小倉東インターより北東へ約4km、主要地方道門司行橋線の東側に位置しております。

北側につきましては、主要地方道門司行橋線を境に沼新町一丁目と接しております。また、西側につきましては、沼本町四丁目と接しております。南側につきましては、中吉田一丁目、東側は、上吉田一丁目と隣接する地域でございます。

北側につきましては、主要地方道門司行橋線を境に沼新町一丁目と接しております。また、西側につきましては、沼本町四丁目と接しております。南側につきましては、中吉田一丁目、東側は、上吉田一丁目と隣接する地域でございます。

この地域につきましては、以前山林でございました。JFE工建株式会社による造成によりまして、宅地開発が行われています。今回の開発予定区画数は、520でございます。竣工予定は、平成19年3月でございます。実際の販売開始予定につきましては、平成19年9月の予定でございます。また、開発地の総面積は、0.24k㎡で、予定世帯数は、520世帯でございます。

今回、住居表示実施区域として選定した理由でございますが、現在、整備が進んでおりまして、相当数の住宅建設が見込まれているためでございます。

また、周辺地域につきましては、市街化が進んでおり、順次、住居表示が実施されております。周囲は、住居表示実施済地域でございます。以上のことから、住居表示実施の必要性が高いことということで今回選定いたしました。

以上でございます。

区政課長 : 続きまして、先ほど申しましたように八幡西区浅川地区につきまして、本年度見送りました件についてご報告いたします。

八幡西区総務課長 : 八幡西区総務課長の上野と申します。よろしくお願ひいたします。前回の審議会にて計画をご説明させていただきました、八幡西区の住居表示対象地域が、今回、諮問に至らなかった経緯についてご説明申し上げます。

今回の八幡西区の対象地域は、「浅川の杜」という民間開発された71戸の宅地分譲地でございます。

経緯といたしましては、昨年4月に、この「浅川の杜」の自治区会である浅川本村自治区会の会長が、八幡西区役所に来庁され、住居表示の実施について要望されました。

八幡西区といたしましては、昨年度は、スケジュールや予算措置などの関係で審議会にお諮りすることができませんでしたので、平成19年度の住居表示の実施に向けて、事務手続きを進め、先日の審議会にて計画を説明させていただいたところです。

一方、「浅川の杜」の住民の方につきましては、昨年の要望のあった段階では、約40世帯ほどの世帯がございましたが、現在は60世帯に増加しております。新たな住民の方もいらっしゃることから、審議会への諮問の手続きと並行しまして、地元住民の方の意向確認について、自治区会長を通じてお願いしてきたところでございます。

ご承知のとおり、既にお住まいの方がいらっしゃる場合につきましては、住居表示の実施については、不動産の所有者名義の書替え等、住民の方にご自分で行っていただかなければならない手続きがいくつかございます。

そこで、住居表示の実施にあたりましては、この点をご了解いただく必要がございますことから、対象世帯の総意を得ることにさせていただいております。

住民の意向確認をしていただきました結果、自治区会長からは、対象世帯の総意が得られなかったということで、「今回は見送りとし、

来年度実施に向け、改めて手続きをお願いしたい。」という、ご連絡をいただいております。

今回は、このご意見をいただいた上で、諮問の方を見合わせることでさせていただいた結果でございます。

自治区会長には、来年、改めて対象世帯の意向確認を行っていただくようお願いしており、対象世帯の総意が得られましたら、来年度の住居表示審議会にお諮りさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

区政課長 : 以上で今回の対象地区の概要と見送りの件についてご説明申し上げましたが、冒頭、申しましたように、今後の住居表示審議会におきまして街区方式と道路方式が度々出てまいります。新しい委員の方もいらっしゃると思いますので、街区方式と道路方式の違いにつきまして担当係長の方からご説明させていただきます。

指導係長 : 区政課指導係長の山口でございます。  
(街区方式と道路方式の説明)

区政課長 : ご審議のほどよろしく願いいたします。

中益会長 : それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

作本副会長 : 特に意見というわけではないのですが、門司区の吉志地区について、現況はどうなっているのですか。

門司区総務課長 : 現在、工事中でございますが、工事前は全て山林でございました。

森本委員 : 門司区吉志地区の手前の住宅地は、住居表示地区ですか。  
また、今回の住宅地とは、別の住宅地ですか。

区政課長 : 手前の住宅地は、吉志土地区画整事業の第一期の地区で、既に住居表示地区でございます。今回は、第二期でございます。ただ、町名につきましては、別の名称になる可能性がないとはいえません。

森本委員 : 小倉南区の吉田地区は大字吉田と大字沼にまたがっているのですか。

小倉南区総務課長 : ご指摘のとおり、大字吉田と大字沼の一部という形になっております。町界町名につきましては、吉田校区、沼校区の自治会と協議を進めている所でございます。

森本委員 : 校区が変わるといことになるのですか。

- 小倉南区総務課長  
指導係長
- ： 可能性はあると思います。
- ： 小倉南区吉田地区についての補足説明でございます。  
大字吉田と中吉田六丁目の間に空白がございますが、これは、線の誤りではなく、大字地区が一部残るということでございます。詳しい説明は小倉南区からお願いいたします。
- 小倉南区総務課長  
森本委員
- ： 現況は、田畑、河川となっており、住居表示対象外としております。
- ： 大字が残る地区には、民家があるのですか？
- 小倉南区総務課長  
西委員
- ： 民家はありません。
- ： 浅川地区についてですが、地元の総意が得られなかったということで、今回は、見送ったということですが、地元といのは具体的には、誰を指すのですか？
- 八幡西区総務課長  
中益会長
- ： 対象地区に現在住んでいる方たちのことです。
- ： ほかに何かございませんか？
- それでは、ご意見も出尽くしたようでございますので、諮問についてお諮りしたいと思います。
- 今回諮問をいただいております『住居表示を実施すべき市街地の区域及び住居表示の方法』については、原案どおり答申することで、ご異議ございませんか。
- (異議なし)
- 中益会長
- ： ご異議もないようでございますので、原案どおり答申いたしたいと思っております。
- 以上で、本日予定しております議題については終了いたしますが、何かこの他にご発言はございませんか。
- 事務局の方から何かありますか。
- 区政課長
- ： 本日、答申をいただきました内容につきましては、9月市議会定例会に提案させていただきます。
- なお、9月市議会で住居表示の実施区域及び方法についての議決を経ました後、次回の審議会におきましては、新しい町界・町名案をお諮りすることになりますので、よろしくお願いいたします。
- 中益会長
- ： それでは、本日の審議はこれもちまして終了いたします。  
ご協力ありがとうございました。

8 傍聴者  
0名

9 問い合わせ先  
北九州市総務市民局市民部区政課指導係 (高野、山口)  
電話番号 093-582-2107